

レラコラチ

風のように

アイヌの伝統的生活空間（イオル）の再生事業

白老地域計画



平成18年3月

表紙の写真

昭和61年4月15日発行

財団法人アイヌ民族博物館

「ポロシルンカムイになった少年」より転載

レラコラチ（風のように）

アイヌの伝統的生活空間（イオル）の再生事業

「白老地域計画」の策定にあたって

イオル再生が目指すこと

アイヌの人びとが、自然と共に生きる暮らしの中で生み出したアイヌ文化は、長い歴史の中で受け継がれてきました。それらは未来に向けて発展・継承していかなければなりません。

そのためには、国の内外を問わず多くの人びとにアイヌ文化を理解してもらうことによって、アイヌの人びとが誇りを持って生きられる社会を作り上げ、次代への伝承者を育成していく環境作りをする必要があります。

この事業では、多様な生態系を持つ自然環境の保全を図りながら、その環境を活用した文化伝承を始め、体験交流や普及啓発、文化振興など、アイヌ文化が世界の人びとに理解され、アイヌの人々によって発展・継承されるための機能が一つに集約された場を整備していくことを目指します。

イオル再生の意義

一つには、アイヌの人びとの誇りが尊重される社会の実現があります。

アイヌの人びとの歴史は、民族の尊厳と自律が失われていくものでありました。本事業の究極の目的は伝統文化の振興によって民族の誇りを高め、さらに多くの一般国民にアイヌ文化への認識と理解を深める営みを通して、多文化社会に生きる日本人びとが互いに自由と尊厳を尊重しあいながら生活する社会の創造にあります。

二つには、文化伝承の組織化があります。

文化の伝承に伝承者は欠かせません。しかし、現状では伝承者に対する組織的な支援が希薄なものとなっています。

自然素材の育成と活用事業の中では、多くの伝承者の指導を仰がなければなりません。本事業の伝承者と継承者を結びつける組織的動きは、双方に新たな使命と活力をもたらすことになるでしょう。

三つには、自然環境の回復があります。

伝統文化を守るための営みは、取りもなおさずかつての豊かな自然の回復のなかでこそ行われるべきものです。

四つには、世界の先住民との連帯があります。

世界には多くの先住民がいます。その多くは少数であるが故に近代国家成立の過程で被支配民族となったアイヌの人びとと共通する様々な問題を抱えつつも、自律回復のための活動を実践しています。

アイヌの人びとは今までも世界の各先住民族との交流を続けて来ましたが、この事業を通して連帯することによって示唆を与え合い、互いの文化の復興が促進されることでしょう。

五つには、文化の多様性を学ぶ機会の確立があります。

アイヌの伝統的生活空間（イオル）の再生事業は、単なる経済効果とは全く異なる次元の大きな意味と価値があります。この事業は、人びとが豊かな人生を送る上で欠くことのできない多様な文化を対象としています。

アイヌ文化は、アイヌ民族のためにのみ存在するものではありません。この事業では、世界の文化の多様性を担保するためにも、アイヌ文化が失われてはならないことを人びとが理解し、自らのためにアイヌ文化を学ぶ機会を確立します。

白老イオルの使命

この「白老地域計画」はこれらの意義を認識し、アイヌの人びとを中心とした白老町イオル再生事業施策検討委員会及び幹事会で議論を重ね策定したものであります。

初めて実現するイオル再生事業が、全道他地域に先駆けて白老町で先行的に実施される責任と意義は、きわめて重要なものと捉えております。

今後の事業は白老町のアイヌの人びとが核となって知恵と力を結集し、円滑に推進するとともに、事業実施の状況についての検証・評価の責務を果たし、すべてのアイヌの人びとに資する効果をあげるよう努めるものであります。

目 次

第1章 地域計画の基本的な考え方

- 1. 地域計画策定の背景・目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2. 地域計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第2章 施策の展開

- 1. イオル拠点の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (1) 必要な機能
 - (2) 機能促進のための既存施設の活用
 - (3) 実施計画
- 2. 事業及び管理執行体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 3. 自然素材の育成事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (1) 2つのゾーンによる育成
 - (2) 育成の代表的な自然素材 / 用途別等区分
 - (3) 実施計画
- 4. 体験交流事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
 - (1) 実施内容
 - (2) 実施計画
- 5. 普及啓発事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
 - (1) 主な事業内容と取り組み
 - (2) 実施計画
- 6. 文化振興事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
 - (1) 主な事業内容と取り組み
 - (2) 実施計画
- 7. 規制緩和措置等による事業展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51

- 8 . 他地域及び既存関連団体・機関等との連携 5 2
 - (1) 地域からの事業参画と情報提供など連絡調整機能を発揮し、全体的な底上げと活性化を図る(又は各地域間との一体感を強化)
 - (2) イオルネットワーク会議

- 9 . 「白老町イオル再生事業施策検討委員会」設置要領 5 3

- 1 0 . 白老町イオル再生事業施策検討委員会 5 4
 - (1) 白老町イオル再生事業施策検討委員会 委員
 - (2) 白老町イオル再生事業施策検討委員会 幹事会
 - (3) 白老町イオル再生事業施策検討委員会 事務局
 - (4) 白老町イオル再生事業施策検討委員会及び幹事会等の開催状況
 - 白老町イオル再生事業施策検討「委員会・幹事会」
 - 白老町イオル再生事業施策検討「幹事会」
 - その他

第1章 地域計画の基本的な考え方

1. 地域計画策定の背景・目的

ウタリ対策懇談会からの提言(報告書)

「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会(以下「ウタリ対策懇談会」と略称する)」は、平成8年4月に取りまとめた報告書において、アイヌの伝統や文化について、アイヌの人びとのアイデンティティの基盤とも言うべき言語や伝統文化等が十分な保存、継承が図られているとは言い難い状況にあること、また、アイヌの人びとの歴史や伝統、現状が国民一般に正しく理解されているとは言えない状況にあることを指摘している。

さらに、報告書においては、このような状況を踏まえ、アイヌ語やアイヌ文化の保存・振興及びアイヌの人びとに対する理解の促進を通じ、民族的な誇りが尊重される社会の実現と国民文化の一層の発展に資することを、ウタリ対策の新たな展開を図るための基本理念とし、この基本理念と関係施策の具体的な調和を図ることが必要であるとしている。そして、このための新しい施策として、**アイヌに関する総合的かつ実践的な研究の推進** **アイヌ文化の振興** **伝統的生活空間の再生** **理解の促進を柱に展開すべきことを提言している。**

アイヌ文化振興法の制定

この報告書を受けて、平成9年5月、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(以下「アイヌ文化振興法」と略称する)」が制定され、これら施策の展開を図るため「財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構」が設立された。

「アイヌ文化振興法」の制定以来、財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構はアイヌ文化等に関する研究の推進やアイヌ語を含む文化振興及び伝統文化に関する普及啓発活動など、様々な事業を展開してきており、その結果として、アイヌの人びとをはじめ、国や地方公共団体による施策や関係団体など多くの関係者の努力により、徐々に進展を見せている。

伝統的生活空間(イオル)の再生に関する基本構想

しかしながら、具体的な施策として実施に移されなかったアイヌの伝統的生活空間(イオル)の再生については、今日までにいくつかの検討が行われてきたが、具体的な進展を見るには至らなかった。このような状況を打開するため、平成16年7月、「アイヌ文化振興等施策推進会議(国土交通省北海道局、文化

庁、アイヌ文化振興・研究推進機構、北海道ウタリ協会により構成)」において、具体的な施策の実施に向けた検討を進めることとし、同年8月、学識経験者及びアイヌ文化伝承活動実践者によって構成される「イオル再生等アイヌ文化伝承方策検討委員会」が設置され、平成17年7月、「アイヌの伝統的生活空間の再生（イオル）に関する基本構想及び実施要領（管理運営等）」が定められたものである。

先行実施地域の指定と白老地域計画の策定

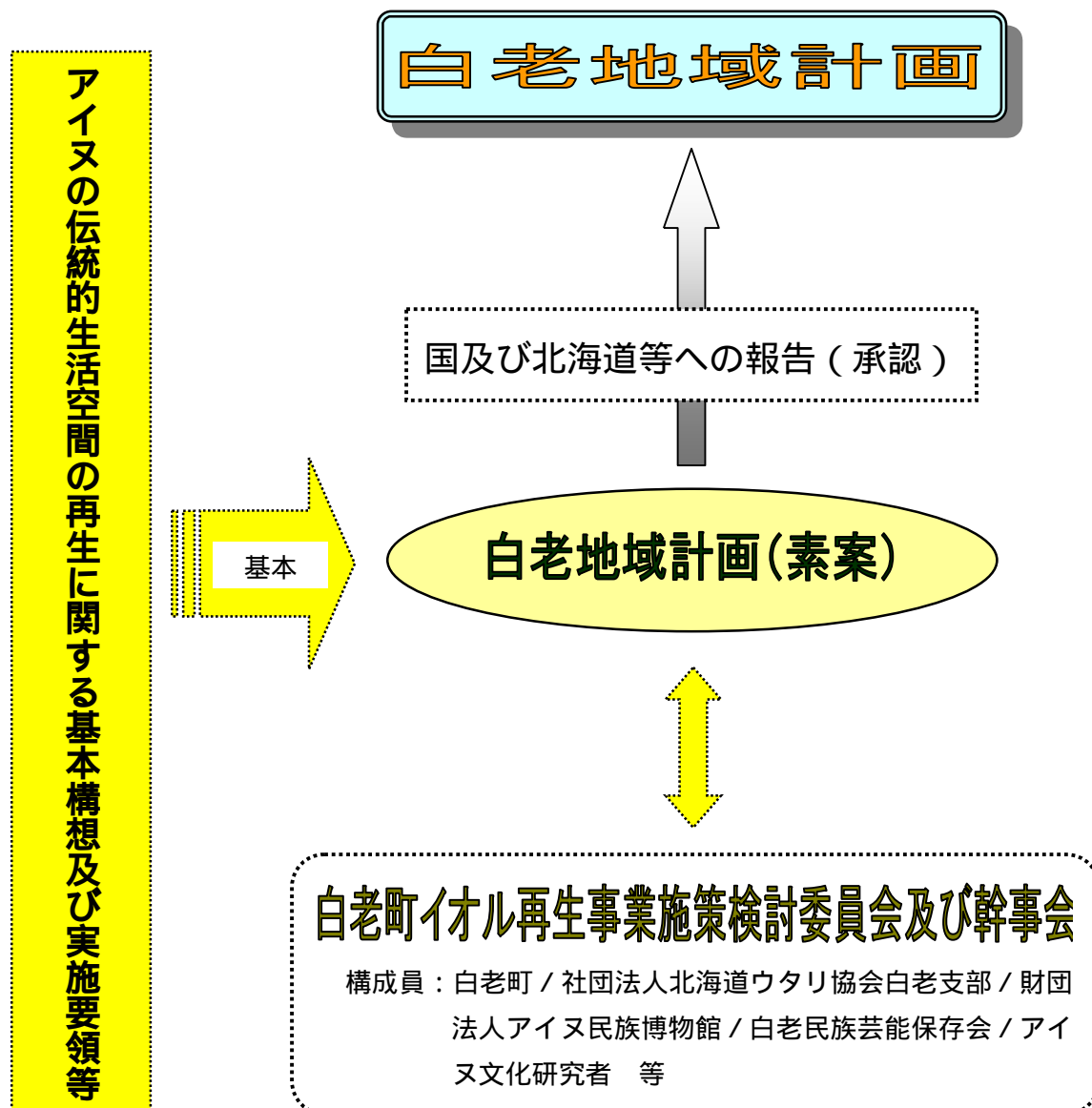
この中において、当面は、地域の環境・条件やアイヌの人びとの意向等をふまえて、先行して進められることとされた地域において、空間の整備及び管理運営を重点的に行うこととし、アイヌ文化振興等施策推進会議において、白老町を先行地域に指定し、具体的施策の展開を図るための「地域計画」の策定が示めされた。

これらの背景から、白老町では、初めて取り組まれるこの事業が、アイヌの人たちの意向を踏まえ事業の発展と模範を示す重大な責務があるとの認識のもと、北海道ウタリ協会白老支部や白老民族芸能保存会、財団法人アイヌ民族博物館などの学識経験者や伝承活動実践者等による「白老町イオル再生事業施策検討委員会及び幹事会」を設置し、専門的見地等からも検討・協議を行い、アイヌの伝統的生活空間（イオル）再生に関する具体的施策の展開を示す「白老地域計画」を策定したものである。

2. 地域計画の位置づけ

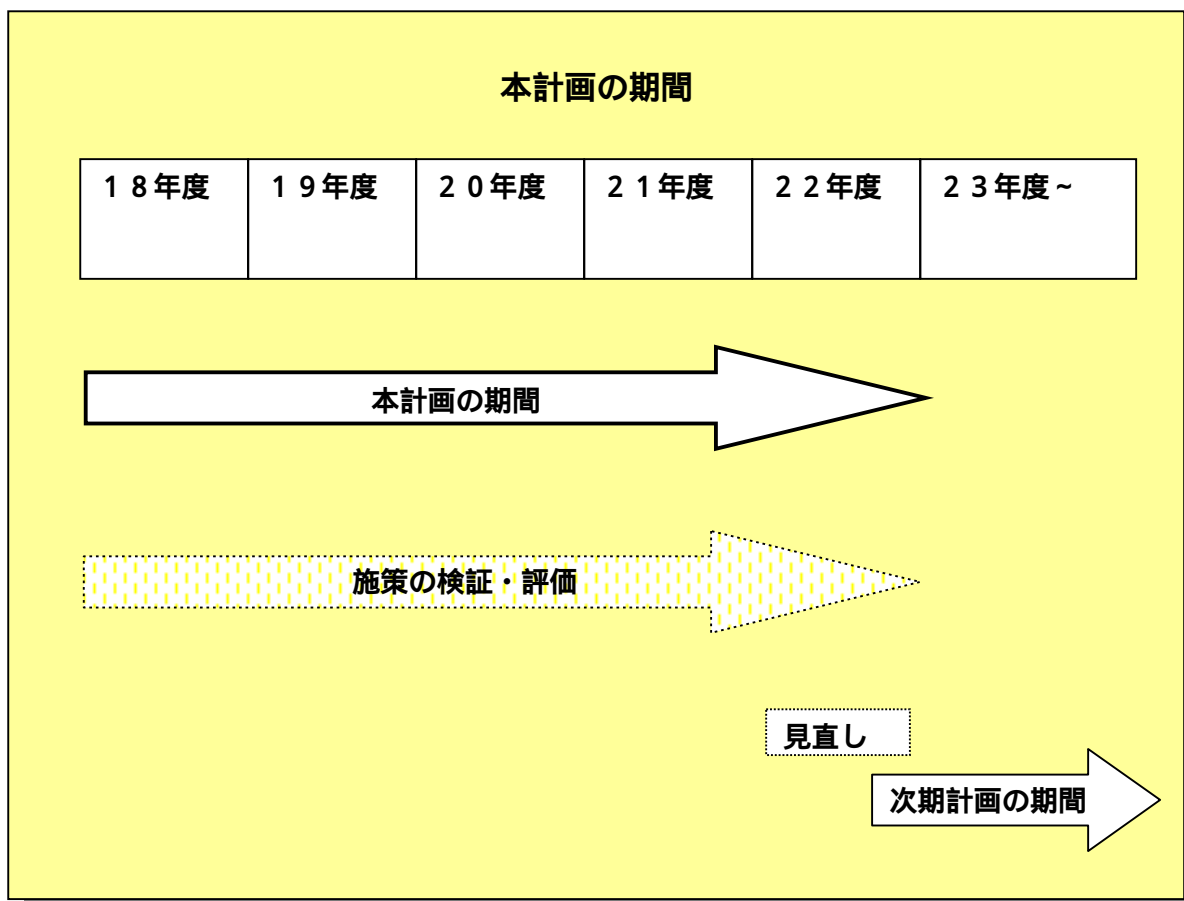
本計画は、アイヌの伝統的生活空間(イオル)の再生に関する基本構想及び実施要領等で示された事項等を基本に、白老町における具体的な事業展開を図るための「地域計画」である。

この計画は、アイヌの人たちや多くの実績や経験を有する専門家等による「白老町イオル再生事業施策検討委員会及び幹事会」を設置して十分な審議を経て取りまとめたもので、国及び北海道、財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構へ報告し承認を得たものである。



3 . 計画の期間

本計画の期間は、当面、平成18年度（2006年）から平成22年度（2010年）までの5年間とする。また、この間、年度ごとに実施状況や施策の結果の検証、評価を行いながら、平成22年度内に見直し作業を行い、次期計画を策定する。



第2章 施策の展開

1. イオル拠点の整備

(1) 必要な機能

活用機能として、空間の管理や情報の発信、自然素材の提供などを図る「ネットワーク機能」、アイヌの人びととの交流や体験学習を通し、生活の知恵の習得と理解を深める「交流・体験学習機能」、伝承者の育成と教員等指導者の学習の充実を図る「伝承者育成・指導者研修機能」、自然素材の加工などをおこなう「野外学習機能」の4機能を備えた施設及び環境を整備する。

ネットワーク機能

伝統的生活空間の管理運営と情報の集約・発信の場

伝統的生活空間の活用方法や財産の管理運営、関連施設等の連携や他地域との連絡調整、また、ホームページや出版物、広報誌、視聴覚資料など情報の集約・発信の場として整備する。

自然素材の保管と提供等の調整の場

自然素材の保管確保や必要な素材情報の把握、また北海道以外をも含め地域を越えた提供の調整を行うなど、自然素材に関する相互提供・利用の調整を行う場として整備する。

必要な施設整備

- ネットワーク情報室(各種参考資料の提供・各地域との情報受発信)
- 保管庫(自然素材等の保存)
- 作業場(自然素材等の加工)
- 学習室(書籍、視聴覚資料の閲覧、情報提供)
- 管理室など(管理運営に関わる事務室)

交流・体験学習機能

人々との交流促進の場

伝統的生活空間を活用して、多くの国民が訪れる白老地域において、促進の場として、わが国が多民族、多文化国家であることの認識を深め

る場として整備する。

体験学習の場

伝統的生活空間を活用し、多くの人びとがアイヌの自然観を学び、アイヌ文化への関心を高めるとともに、現代社会に求められている人間と自然の調和のあり方等について、アイヌの人びとの精神に学び、生活に生かす場として整備する。

視聴覚資料や体験学習を通して、解りやすい形で関心を高め、小中高生の教育の場とする。

必要な施設整備

歴史文化学習ホール
体験学習室
多目的ホール

伝承者・指導者育成機能

伝承者の育成と各地域での伝承活動との連携をする場

伝統的な文化の伝承者を育成し、北海道各地で展開されるアイヌ文化の保存・伝承活動を総合的に支援する機能を持つ場として整備する。

教員等の指導者研修の場

教員等の指導者研修、教材の検討会を実施する場として整備する。

必要な施設整備

伝承学習室(儀礼・工芸・口承文芸・伝統音楽など)
研修・会議室(伝承者・教員等の研修、検討会など)

野外学習機能

伝承保存活動、体験学習を实践するための野外学習空間の整備

ポロト湖やウツナイ川などの自然の地形を利用し、川漁や丸木舟の製作、自然素材の加工、また植物や動物素材の加工や保存などが実践できる場所として整備する。

必要な施設整備

生活の知恵として川漁体験などが行える体験学習の場
動植物など自然素材の加工、保存などができる作業場
湖岸を丸木舟の製作や丸木舟漕ぎが体験できる場

(2) 機能促進のための既存施設の活用

ネットワーク、交流・体験学習、伝承者・指導者育成、野外学習の4機能を促進させ、円滑な事業運営を図るための拠点(核)として、財団法人アイヌ民族博物館が所有(予定)する博物館分館の既存施設を有効且つ効率的な事業展開を図る機能を有する施設(仮称:イオル交流センター)に全面改修し、この施設前の自然空間を活用して、アイヌ人びとの生活の知恵と文化の学習の場として環境整備を図るものとする。

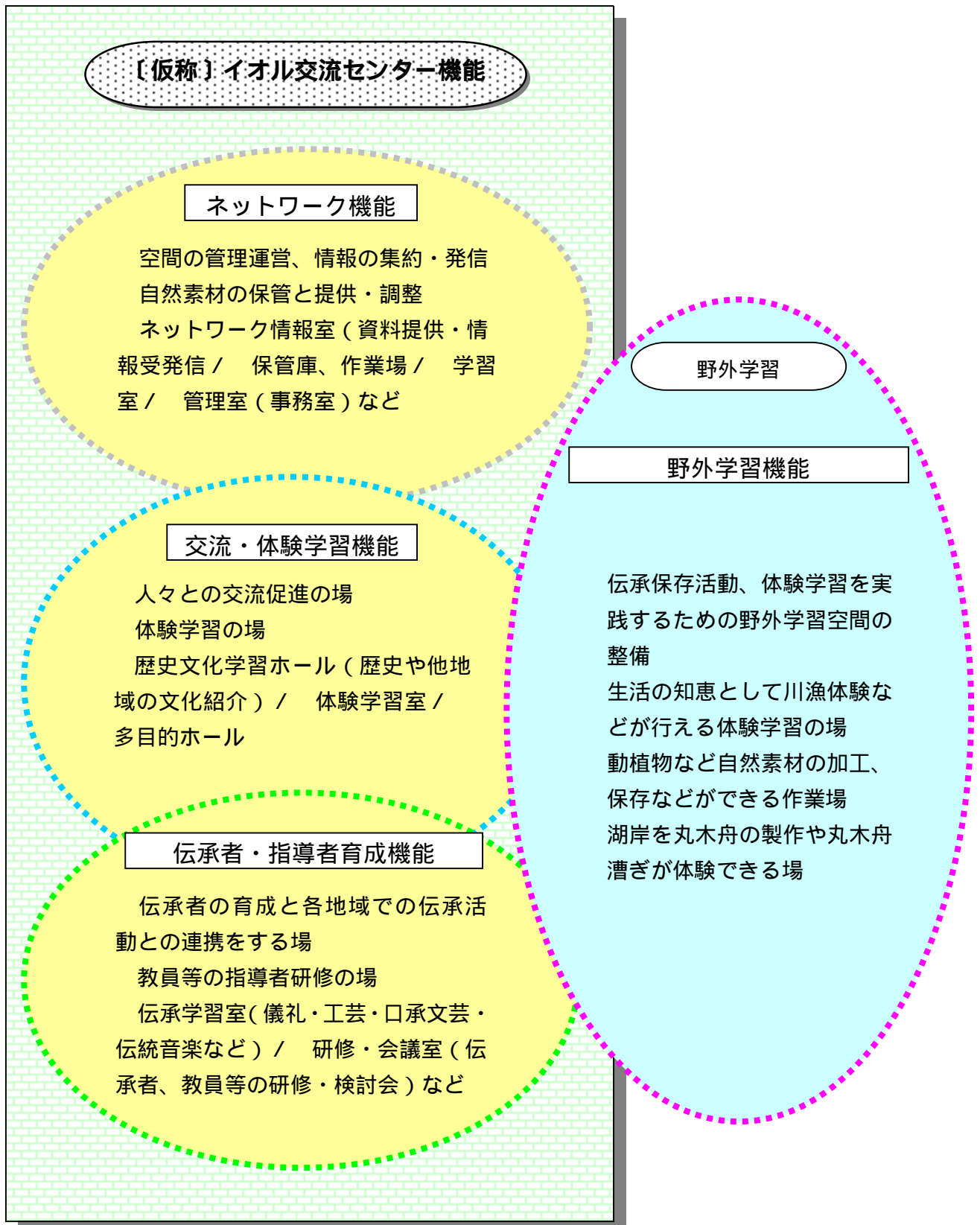
(3) 実施計画

イオル拠点(既存施設等)の改修及び周辺環境の整備計画について18年度中に活用方法や環境整備等について調査研究を行い、その調査結果に基づき順次整備を図る。

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度以降
イオル拠点(既存施設等)活用調査(改修基本設計調査等及び活用調査検討会議発足) (仮称:イオル交流センター)	→					
イオル拠点施設改修実施設計 イオル施設改修・環境整備工事		→	→			
施設稼働		→			

イオル拠点となる既存施設及び周辺環境の活用調査方法等について、地域計画で示した機能を基本に、有識者等による活用調査検討会議を設け検討を行う。

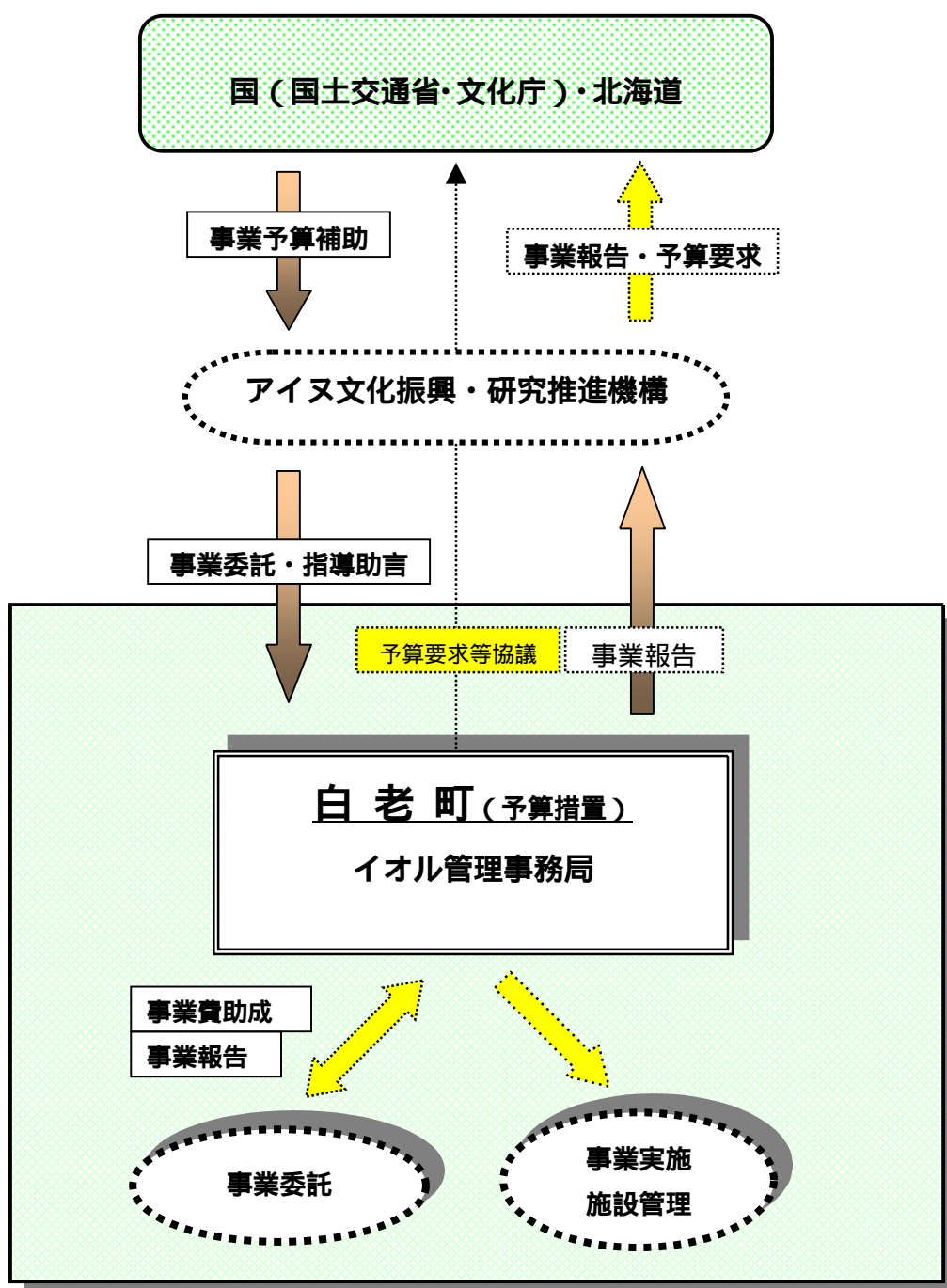
拠点施設（〔仮称〕イオル交流センター）機能図



2. 事業及び管理執行体制

地域計画に基づくイオル再生事業の適正且つ効率的な事務事業の推進を図るため、白老町において事務局体制を確立し、財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構からの事業委託を受け執行する。

フローチャート



3 . 自然素材の育成事業

(1) 2つのゾーンによる育成

アイヌ文化の伝承を図る上で必要な自然素材について、不足する自然素材を安定的に確保と再生を図るため、「A. 素材供給ゾーン」と「B. 標本栽培ゾーン」の2つのゾーンに区分し事業を行う。また、ミレット栽培(穀物栽培)を行うとともに、植物の育成や栽培法の確保のため試験研究等の栽培育成も行う。

A. 素材供給ゾーン

素材供給ゾーンの位置づけと対応

アイヌの人びとが文化伝承に必要な衣・食・住に関わる樹木や野草等を供給できる森として、一定の条件のもと自由に採取できるゾーン(空間)とする。

当面、該当する法的な規制緩和等の措置により行う。

定期的に必要な樹種等の植栽等を行い、必要とする幹の伐採等については所有者(町等)と事前に周知し協議を行う。

必要とする自然素材が不足する場合は、他地域との連携を図る。

素材供給ゾーンの設定

樹木、草、動物等が供給できる地区

A - 1 地区

地区…白老町字竹浦

面積等…町有林 142.64ha

所有者…白老町

A - 2 地区

地区…白老町字竹浦

面積等…防風林 32.04ha

所有者…白老町

A - 3 地区

地区…白老町字石山

面積等…町有林 334.88ha

所有者…白老町



A - 4 地区

地 区…白老町字石山
 面積等…石山牧場山林部 195ha
 所有者…白老町

葦、ススキなど水生植物が供給できる地区

A - 5 地区

地 区…白老町字竹浦
 面積等…旧敷生川河川敷地 14.44ha
 所有者…北海道(18 年度中に白老町に移管予定)

サケ等が供給できる地区

A - 6 地区

地 区…白老町字社台
 面積等…社台川流域(2 級河川)
 所有者…北海道

A - 7 地区

地 区…白老町字社台
 面積等…ヨコスト海岸及び沖合い
 所有者…国

素材供給の森林内で供給が予想される動植物

種類等は、財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構調査報告のアイヌの伝承活動に必要な動植物一覧による。

種類	樹木名(日本語名)	用 途	使用部位
樹木	1. オヒョウニレ	衣服素材	内皮
	2. シナノキ	衣服素材・紐・縄	内皮
	3. ツルウメモドキ	糸・紐など	内皮
	4. ハルニレ	衣服素材	内皮
	5. キハダ	食用・薬用・葦材	実・内皮・外皮
	6. クルミ	食用・染色	実・内皮
	7. ミズナラ	食用・信仰	実・樹木全体
	8. クリ	食用・部材	実・幹
	9. ヤマブドウ	食用・用具材・部材	実・皮・樹木全体
	10. コクワ	食用・部材	実・樹木全体
	11. ヤマグワ	食用・薬用・用具材	実・皮・枝

	12. イタヤカエデ	食用・薬用・用具材	樹液・皮・樹木
	13. ナナカマド	薬用・信仰・用具材	樹皮・樹木全体
	14. エゾマツ	用具材・葦材	樹皮・樹木全体
	15. ハシドイ	信仰・部材・用具材	幹
	16. ヤチダモ	薬用・部材・用具材	樹皮・樹木全体
	17. トドマツ	部材・葦材	樹木全体
	18. カツラ	舟材・用具材	幹
	19. バッコヤナギ	舟材・用具材・信仰	幹・皮
	20. ハリギリ	舟材・用具材	幹
	21. ホオノキ	薬用・用具材・信仰	種子・幹
	22. エリマキ	用具材	幹
	23. エゾヤマザクラ	用具材	皮
	24. リウツギ	用具材	枝
	25. ハンノキ	薬用	皮
	26. アオダモ	用具材・部材・染色	幹・皮
	27. エゾヤマハギ	用具材	茎
	28. カバ類	薬用・用具材・葦材	皮
	29. ネマガリダケ	用具材	茎
	30. イチイ	食用・染色・用具材	実・皮・枝
	31. ナガバヤナギ	信仰	幹
	32. ミズキ	信仰・薬用	幹・皮
	33. タラノキ	食用・薬用・信仰	新芽・根・幹
	34. エゾマユミ	用具材・信仰	幹
	35. クロイチゴ	食用	実
	36. ガンコウラン	食用・染色	実
草	1. オオバイラクサ	衣服材料・糸・紐	茎
	2. ムカゴイラクサ	衣服材料・糸・紐	茎
	3. チシマザサ	葦材	葉・茎
	4. ススキ	葦材	葉・茎
	5. アシ	葦材	葉・茎
	6. ガマ	用具材(ござ)	茎
	7. フトイ	用具材(ござ)	茎
	8. オオカサスゲ	用具材(ござ)	茎
	9. フキ	食用	茎
	10. ヤブマメ	食用	実
	11. エゾエンゴサク	食用	球根

	12.ギョウジャンニク	食用	葉・茎
	13.オオウバユリ	食用	鱗茎
	14.ヒメザゼンソウ	食用	葉
	15.エンレイソウ	食用	実
	16.クロユリ	食用	球根
	17.ユキザサ	食用	葉
	18.エゾニュウ	食用	幼茎
	19.アマニュウ	食用	幼茎
	20.ハナウド	食用	幼茎
	21.バアソブ(希少)	食用	根
	22.ヒシ(希少)	食用・薬用	実
	23.ナギナタコウジュ	薬用	葉・茎
	24.オオアマドコロ	薬用	根
	25.ウド	食用・薬用	茎
	26.ヨモギ	食用・薬用・信仰	葉・茎
	27.フキハトウ	食用	葉・茎
	28.コウライテンナンショウ	食用・薬用	実・根
	29.ツルニンジン	食用	根
	30.イケマ	食用・信仰	根
	31.トリカブト	矢毒	根
	32.ヨブスマソウ	食用・楽器材	若芽・茎
	33.ハマニンニク	用具材・楽器材	葉
	34.オニノヤガラ	食用	茎
	35.カガイモ	食用・薬用	根・種子(繊維)
	36.オオイタドリ	食用	若茎
	37.ハマナス	食用・薬用・信仰	実・幹・枝
魚類 動物	1.ヒグマ	食用・薬用・信仰	肉・内臓・毛皮
	2.エゾシカ	食用・用具材	肉・骨・角め毛皮
	3.キタキツネ	信仰・用具材	頭骨・毛皮
	4.エゾユキサギ	食用・用具材	肉・毛皮
	5.エゾタヌキ	食用・用具材	肉・毛皮
	6.テン	食用・信仰・用具材	肉・頭骨・毛皮
	7.マガモ	食用	食用
	8.サケ	食用・用具材	全体
	9.マス類	食用・用具材	全体
	10.イトウ	食用・用具材	全体

B . 標本栽培ゾーン

標本栽培ゾーンの位置づけと対応

アイヌの文化伝承に必要な衣・食・住に関わる樹木や植物等について、天然に近い植生や耕地が再生される場を標本的に再生するゾーン(空間)とする。

植栽した樹木や植物等について定期的な管理育成を行い、有用な自然素材が絶えることがなく再生を図る場とする。

種子及び苗木等の栽培の他、栽培法が確立されていない植物等の試験研究栽培の場としての活用を図る。

標本栽培ゾーンの設定と栽培方法

樹木及び苗木、草(ガマ等)等の標本栽培ゾーン

B - 1 地区

地 区…白老町字白老

面積等…ポロト自然休養林内風倒木地区約 4.35ha

所有者…胆振森林管理署(国有林)

栽培例…国有林内を利用し、天然に近い環境で自然素材を植樹する。植樹に当たっては、当面、「木の文化を支える森づくり活動事業」(林野庁長官通達平成15年3月27日14林国業第270号)などの事業により執り行うことが想定される。

B - 2 地区

地 区…白老町若草町

面積等…ポロト地区約 5ha

所有者…株白老振興公社

栽培例…自然素材(成木)を植樹し、また有用植物や薬草類等を植栽して、その生育状況等について記録観察するなど、標本及び試験栽培等を行う環境に整備する。

B - 3 地区

地 区…白老町陣屋町

面積等…仙台藩元陣屋跡地堀内及び旧ウトカンベツ古川内約 300m

所有者…白老町

栽培例…ガマ等の適用箇所として栽培し、定期的に採取できる場とする。

B - 4 地区

地 区…白老町字社台

面積等…ヨコスト海浜地区 約 3,000 m²

所有者…国(海浜地)

栽培例…テンキグサやハマボウフウ、ハマヒルガオなど海浜植物を標本及び試験栽培等を施しながら再生を図る。

穀物及び種子・苗木の標本栽培並びに試験栽培ゾーン

B - 5 地区

地 区…白老町字森野

面積等…旧白老営林署苗畑地区約 4.2ha

所有者…白老土地開発公社

栽培例…自然素材や有用植物の苗木や種子、穀物を試験栽培し、生育状況の観察記録や植生研究を行う。

(2) 育成の代表的な自然素材 / 用途別等区分

区 分	代表的な自然素材 (下段アイヌ語名)	用 途	使用部位
儀礼	1 .ハシドイ(ドスナラ) ブンカウ(punkaw) 全	家を守る重要な三神のうち の二神 白 堅く腐りにくい性質から、建 築材や墓標などに使用され た 全	直径 7 cm、長さ 70 cm程度の幹又 は枝 幹(中)
	2 . イヌエンジュ チクペニ(cikupeni) 全	家を守る重要な三神のうち の一神 白 戸口、窓口の魔よけや家の 柱に使った 幌	直径 5 cm、長さ 50 cm程度の幹又 は枝
	3 . キハダ(シコロ) シケレペ(sikerpe) 全	クマ送りの際にクマ神の頭 骨を安置するユクサパオニ の材料にした 白 黄色い内皮や実を胃の薬と して使用した。実も食用にし た 全	直径 10 cm長さ2 m程度の二股に なった幹又は枝 内皮、実

	4. エゾニワトコ ソコニ(sokoni) 幌	独特の香りに魔を祓う力があるとされ、病魔送りのイナウを製作した 白樹皮や小枝を煎じて産前産後に飲んだ 幌	直径 3 cm、長さ 80 cm 程度の幹又は枝 樹皮、小枝
	5. ミズキ ウトゥカンニ(utukanni) 全	火の神など重要な神に捧げるイナウや、その他多くの神に捧げるイナウを作った 白	直径 3 cm、長さ 50 cm 程度の幹又は枝
衣服	1. オヒョウ アットウシ(attus) 全	内皮を裂いて糸を作り利用する。また、反物に織りあげて着物を製作した 全	直径 10 ~ 20 cm 程度の若木の樹皮
	2. シナ(アカジナ) ニペシ(nipes) 全	内皮を裂いて糸を作り利用する。また、反物に織りあげて着物を製作した 全	直径 10 ~ 20 cm 程度の若木の樹皮
	3. オオバイラクサ モセ(mose) 全	内皮を裂いて糸を作り利用した 全	1. 5 m 前後に成長した枯れ茎 採取時期: 冬
	4. ツルウメモドキ ハイブンカラ(haypunkar)幌	内皮から糸を作り利用した 全	若いツル 採取時期: 冬
生活	1. カツラ ランコ(ranko) 全	木目が細かく彫りやすいので生活用具の材料として使った。年数の経ったもので臼や丸木舟を作った 全	幹(中~大)
	2. ハリギリ(センノキ) アユシニ(ayusni) 全?	年数の経ったもので木鉢や臼、箕など比較的大型の生活用具や丸木舟を作った 全	幹(大)
	3. エゾノバッコヤナギ ススアツ(susuat) 幌	イナウの材料としたり、年数の経ったもので丸木舟を作ったという伝承を伝える地域もある 全	幹(中~大)

4. マユミ カスプニ(kasupni) 全	「杓子の木」というアイヌ語名が示す通り、木目が細かく彫りやすいので生活用具の材料として使った 全	幹や枝(中)
5. ホオノキ プシニ(pusni) 全	木目が細かく彫りやすいので生活用具、特に矢筒や小刀の鞘などを作った 全	幹や枝(中)
6. エゾヤマザクラ カリンパニ(karinpani) 全	樹皮を矢筒や太刀の鞘などを綴じあわせる材や弓の補強材として利用した 全	樹皮
7. キタコブシ オマウクシニ(omawkusni) 全	樹皮や小枝をお茶にして飲んだ 全	樹皮・小枝
8. イチイ(オンコ) ララマニ(rarmani) 全	弓や捧酒箸、小刀の柄などの器具を作った 全	5cm 以下の幹や枝
9. ノリウツギ ラスパニ(rasupani) 幌	キセルの羅宇、火ばさみなどを作った。また、樹液は天然のノリとして知られる通り、ぬめりがある。これを利用して洗髪や洗顔をした 全	5cm 以下の幹や枝、樹液
10. アオダモ イワニ(iwani) 全	固く丈夫なので、弓や器具の柄などを作った。白老では薪にするとよく燃えるので「山の神の松明」とも言われた。また、壁押さえの横木にも使った 全	5cm 以下の幹や枝
11. ヤチダモ ピンニ(pinni) 全	クマ檻や倉庫の建築材、川漁のやな、舟や櫂(カイ)を作った 全	幹(小～中)

	12. イタヤカエデ トペニ (topeni) 全	樹液を飲んだり、凍らせて 食べた 全	樹液 採取時期:冬
	13. ガマ シキナ(sikina) 全	ゴザ編み、屋根葺きなどの 材料とした 全	茎や葉 採取時期:夏~秋
	14. フトイ カトゥンキ(katunki)幌	ゴザ編みの材料とした 全	同上
	15. ヨシ スブキ(supki) 沙	ゴザ編み、屋根葺きなどの 材料とした 全	同上
	16. カヤ キ(ki) 全	屋根葺きの材料とした 全	同上
	17. ヤラメスゲ ヤヤンキナ(yayankina)沙	ゴザ編みの材料とした 全?	同上
	18. オオカサスゲ ポプケキナ(popkekina)幌	同上	同上
	19. サンカクイ ソンパオキナ(sonpaokina) 沙	同上	同上
	20. ミクリ カンチャルシ(kancarush)沙	同上	同上
食用 薬用	1. アワ (穀物) ムンチロ (munci ro) 幌	粥や団子にして食べた。また儀 式に必要な酒を作った 全	穂 採取時期:秋
	2. ヒエ (穀物) ピヤパ(piyapa) 幌	同上	同上
	3. イナキビ (穀物) メンクル(menkur) 全?	団子にして食べた	同上
	4. エゾネギ、アサツキ シクトウツ(sikutut) 幌	茎を汁の実にした。根を生のみ ま煮魚などと和えて食べた 幌	茎、根 採取時期:春~初夏
	5. ニリンソウ プクサキナ(pukusakina) 幌	葉を汁の実にした 全	葉 採取時期:春

6. ユキザサ(アズキナ) ペペロ(pepero) 幌	秋に根を採取し、茹でて食べたり干して保存食にした。白で搗いて毛も皮も除いたものを豆やギョウジャニンニクなどと共にご飯に入れ炊いて油をつけて食べるのを「ペペロメシ」といった 幌	根 採取時期:春
7. ギョウジャニンニク プクサ(pukusa) 幌	茎、葉を食用にした。風邪など万病の薬として食べたり煎じて飲んだ他、サウナ療法をした。独特の臭気に魔除けの力があるとされ、伝染病が流行した時には、まじないとして戸口や窓にかけた 全	茎、葉 採取時期:春
8. カタクリ エシケリムリム (eskerimrim)幌	根を採取し、白で搗いてデンプンを取った 幌	根 採取時期:春
9. コウライテンナンショウ ラウラウ(rawraw)	根を炉の灰のなかに埋けて焼き、中央の有毒部分を除去して食べた。有毒部分は虫くだしの薬として丸呑みしたり、頭痛のときに根全体を刻んだものを布に包んで鉢巻きにしたり、有毒部分を除いたものを神経痛などの痛み止めとして少量すりおろして足の裏に貼った 幌	根 採取時期:春
10. トリカブト スルク(surku) 全	根を矢先に塗り、狩猟の際獲物を倒すのに用いた 全	根 採取時期:春~夏
11. ツルニンジン トプムク(topmuk)沙	焼く、煮るなどして油をつけて食べた 幌	根 採取時期:夏
12. オオアマドコロ エトロラッキブ (etororakkip)幌	炉の灰の中に埋めて食べたり、生乾きに干してから煮て食べた 幌	根 採取時期:春~夏

13.クサノオウ オトンブイキナ (otonpuykina) 幌	便秘のときに煎じて飲んだり、患部を洗ったりした。茎を肛門に差し込んでおいたり、葉で温湿布した 幌	茎・葉 採取時期:夏
14.エゾスカシユリ マサロルンベ(masarorunpe) 沙	根の芯は苦いので取り除き、鱗片をほぐしてご飯に炊き込んで食べた 幌	根 採取時期:夏
15.キンミズヒキ キナライタ(kinarayta) 沙	根を煎じて、出血性下痢の薬として飲んだ 沙	根 採取時期:夏~秋
16.エンレンソウ類 キナエマウリ(kinaemawri) 幌	そのまま食べた 全?	実 取時期:夏
17.ゲンノショウコ ポンライタ(ponrayta) 幌	煎じて下痢の薬にした 幌	茎・葉 採取時期:春~夏
18.キバナノアマナ チカプトマ(cikaptoma) 幌	炉の灰のなかに埋めて焼く、煮て油をつける、葉を汁の実にするなどした 幌	根・葉 採取時期:春
19.タチギボウシ ウクルキナ(ukurkina) 幌	細かく刻んで、ご飯やお粥に炊き込んだ。炊き込んだものを干して保存食にした 幌	茎・葉 採取時期:春~夏
20.オオウバユリ トゥレブ(turep) 全	花のつかないうちの若い株からデンプンを採取し、保存食にした 全	根 採取時期:春~初夏
21.ナギナタコウジュ エント(ento) 幌	火で炙り、炊きたてのお粥に入れて食べた。また、干してお茶にして飲むと風邪などにも薬効があるという 幌	茎・葉 採取時期:春~秋
22.クロミノウグイスカグラ ハシカブ(haskap) 幌	実を食用にした 全	実 採取時期:夏

海浜 有用 植物	1. テンキグサ ムリツ(murit) 幌	茎を乾燥して小型容器「テンキ」を編む材料にした。根を干しておいて、煎じて風邪薬として飲んだ。全草を煎じて食傷に服用した 幌	茎、根、全草 採取時期:夏～秋
	2. ハマナス マウ(maw) 全	熟したものは生食、未熟のものはゆでて魚油をつけて食べた 全	実 採取時期:夏～秋
	3. ハマボウフウ ポフ(pohu)幌	汁の実などにして食べた 全?	茎葉 採取時期:夏
	4. ハマヒルガオ ピスンキッテシ(pisunkittes) 幌	煮て油をつけて食べた。刻んでご飯に炊き込んだ 幌	根 採取時期:早春
	5. シロヨモギ レタンノヤ(retarnoya)幌	餅に混ぜ、ヨモギ餅にして食べた 全?	葉 採取時期:春～夏

本リストの作成方法、凡例は資料編を参照

(3) 実施計画

「標本栽培ゾーン」(B - 1 地区・B - 2 地区・B - 3 地区・B - 4 地区・B - 5 地区)での育成及び整備事業を次により計画する。

地区	育成植物	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 以降
B - 1 地区 ポロト自然 休養林内風 倒木地区	土地整地工事	→					
	栽培育成植物						
	1. キハダ(シコロ)					→	→
	2. エゾニワトコ					→	→
	3. ミズキ					→	→
	4. カツラ					→	→
	5. オヒョウ					→	→
	6. ハリギリ(センノキ)					→	→
	7. ホオノキ					→	→
	8. イチイ(オンコ)					→	→
9. アオダモ					→	→	

	30.クサノオウ	→							
	31.エゾスカシユリ	→							
	32.キンミズヒキ	→							
	33.エンレンソウ類	→							
	34.ゲンノショウコ	→							
	35.キバナノアマナ	→							
	36.タチギボウシ	→							
	37.オオウバユリ	→							
	38.ナギナタコウジュ	→							
B - 3	水生植物栽培育成								
地区	1.ガマ	→						→	→
陣屋地区	2.フトイ	→						→	→
B - 4	水生・海浜有用植物栽培育成								
地区	1.ガマ	→						→	→
ヨコスト海浜	2.テンキグサ	→						→	→
地区	3.ハマナス	→						→	→
	4.ハマボウフウ	→						→	→
	5.ハマヒルガオ	→						→	→
	6.シロヨモギ	→						→	→
B - 5	土地整備工事	→							
地区	穀物栽培・苗木試験栽培								
森野地区	1.アワ	→						→	→
	2.ヒエ	→						→	→
	3.イナキビ	→						→	→
	4.苗木及び種子試験栽培 オヒョウ・イヌエンジュ・ハシドイ・シ ナ・ハリギリ・キハダ・エゾニワトコ・カ ツラなど 16 種	→						→	→

各植栽場所での植栽本数及び樹種については、植栽配置計画図に基づき適正に植栽を実施する。

害虫等の被害で木が枯れるなどの状況が発生した場合は、適時、植え替え等を行う。試験栽培では、生育状況や試験的な取り組みについて記録し、一定の試験結果を得るものとする。